

事務事業の見直しの視点・方向性 (令和8年4月)

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果をあげることが責務であり、行政需要が多様化・複雑化する中で、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、新たな課題に対応していくためには、事務事業の見直し等に不断に取り組んでいく必要があります。

「事務事業の見直しの視点・方向性」は、事務事業の見直し等を検討するにあたって、その着眼点及びそれに対応する見直しの方向性を示すものです。

1 内部管理事務等の見直し

市民生活に直接影響を及ぼさない行政内部の事務における経費等について徹底した見直しを行う。

(1) 内部管理事務等の検討

【視点】

- ① 必要最低限となっていない内部管理事務経費、施設の維持管理経費等
- ② 標準化・共通化が可能な業務やシステム等
- ③ アナログな作業が介在するなど非効率な事務作業

【方向性】

- ・ 内部管理事務経費や施設の維持管理経費等については、最低限必要なものを除き、事務事業の計画的な執行等により削減するとともに、職員を対象とした事務事業は法令等により実施が義務づけられているものを除き、休廃止及び削減を検討する。
- ・ 契約全般において、競争性の確保や入札条件の精査、多数の業者からの見積もり合わせ、調達を集約一元化等を行うとともに、必要な品質や機能を確保しつつも、慣例的に継続してきた仕様・要件等の有無やその必要性を検証・精査する。
- ・ 職員が真に注力すべき業務に集中できる環境づくりのため、業務フローの可視化を始めとするBPRに取り組み、組織単位での最適化を前提とせず、共通的な業務プロセスや機能の整理・統合を図るとともに、コストに見合う効果が見込まれる業務については、一貫してデジタルで完結できる仕事の進め方へとシフトするなど、業務の徹底的な効率化を図る。
- ・ 全体最適の視点から、情報システムの標準化・共通化を進め、組織横断で利用できる仕組みを整備するほか、AI・RPA・ノーコードローコードツールの活用等により、業務の自動化・省力化を進める。

(2) 業務執行体制の検討

【視点】

- ① 行政ニーズの変化等に対応した執行体制づくり

【方向性】

- ・ 設置目的・役割を果たした組織の統廃合等により、業務執行体制の効率化を図る。
- ・ 業務の徹底的な効率化により生み出した人的リソースを、重点的に実施すべき業務や相談業務・施策立案などのより付加価値の高い業務にシフトする。

2 事務事業の見直し

施策実現の手段である事業については、施策実現への効果等の観点から点検・検討し、必要な見直しを行う。見直しにあたっては、業務フローの可視化などBPRに取り組み、DXや公民連携の推進など、時代に即した手法の活用を進める。

また、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とする規制を見直し、デジタル技術による業務の自動化・省力化を進める。

(1) 必要性・実施主体の検討

＜真に必要なサービスか、市が関与しなければならないか＞

【視点】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ① 開始当初の目的・意義が失われた事務事業 | ② 事業の目的が達成された事務事業 |
| ③ 施策実現への効果が薄くなっている事務事業 | ④ 対象者・事業量が減少している事務事業 |
| ⑤ 長期間進捗が見られない事務事業 | ⑥ 対象が少数に限定されている事務事業 |
| ⑦ 市内部における局内・局間での重複・類似事務事業 | ⑧ 国・県等との重複・類似事務事業 |
| ⑨ 民間事業者・NPO 等との重複・類似事務事業 | |

【方向性】

- ・ 事業は施策推進の手段であることから、事業の受益者の利害にとらわれず、廃止・休止等必要な見直しを行う。
- ・ 「公的関与のあり方に関する点検指針」の「関与の範囲」「関与の妥当性」を踏まえ、事業の廃止・民営化等の見直しを検討する。
- ・ 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、市の関与は必要最小限とする。

(2) 適切なサービス水準等の検討

＜過剰なサービスとなっていないか、対象者が適切か＞

【視点】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 他都市等との均衡 | ② 費用対効果の薄くなっている事業 |
| ③ 国・県等の上乗せ・横出し事業 | ④ 適切な所得制限 |

【方向性】

- ・ 国や他都市との比較検討により、過剰なサービスになっているものについては、事業の目的と効果を検証し、事業の必要性や適切なサービス水準について見直しを図る。
- ・ 事業実施に要する費用と、得られる成果・効果のバランスを定量・定性の両面から検証し、必要に応じて事業の改善、サービス水準の適正化、統廃合等を行う。
- ・ 事業の目的や必要性に照らして適切な所得制限等が設定されているかの検証を行う。

(3) サービス提供手法等の検討

＜市が直接実施しなければならないか、より効率的・効果的な実施方法はないか＞

【視点】

- ① より効率的・効果的なサービス提供手法が想定される事務事業
- ② 地域・企業等の協力により市民や民間の力を活用できる事務事業
- ③ 委託化により経費節減が可能な事務事業

【方向性】

- ・ BPRによる業務プロセスの改善やデジタル化、アナログ的な手法を前提とした規制の見直し、外部資源の活用などを通じて、行政需要の変化へ対応しつつ、より効率的・効果的な手法を検討する。
- ・ 市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入する。
- ・ 民間の有するノウハウを有効に活用し、市民サービスの向上をはかるため、公民連携を推進するなど、効果的な事業の実施に努める。

(4) 事業の持続可能性の検討

＜将来にわたってサービスが維持できるか＞

【視点】

- ① 将来的な財政負担の増大が見込まれる事務事業
- ② 適正な資産の保有量を検討すべき事務事業

【方向性】

- ・ 将来的に財政負担の増大が見込まれる事業については、将来にわたって持続可能な制度への転換を図る。

3 公の施設等の見直し

公の施設等についても事務事業と同様の視点により市の関与の必要性や実施主体の妥当性等を検証し、市の関与の必要性が低下した公の施設等は休廃止など抜本的な見直しを行う。また、市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体等については、民間活力の積極的な導入を進める。

【視点】

- ① 設置当初の目的を達成したなど設置意義が低下している施設
- ② 国・県・民間との重複・類似施設
- ③ 本市施設での重複・類似施設
- ④ 他都市と比較して数や機能が上回っている施設
- ⑤ 指定管理者制度その他のPPP/PFI手法の導入余地のある施設

【方向性】

- ・ 将来の社会情勢も見据え、設置当初の目的達成の手段としての施設の必要性を検証する。
- ・ 「公的関与のあり方に関する点検指針」の「関与の範囲」「関与の妥当性」を踏まえ、休廃止・民営化等の見直しを検討する。
- ・ 将来的に休廃止・民営化等を予定している施設については、見直しまでの計画の策定に努める。
- ・ 国や他都市との比較検討により、数や機能が過剰となっている施設については、その設置目的や利用状況、効果を検証し、適正な規模・サービス水準に見直しを図る。
- ・ アセットマネジメントの観点から、施設の再編や再配置について検討するとともに、計画的な改修・更新を進める。
- ・ より効率的・効果的な管理運営となるよう、「名古屋市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」等に基づき民間活力の積極的な導入を進める。

4 外郭団体に関する見直し

「外郭団体のあり方」に基づき、外郭団体の自主的・自立的な経営改善を促進するとともに、公益性の程度及び援助の必要性を厳格に確認し、本市財政支出の削減に努める。

【視点】

- ① 役割を終えた団体や役割の類似している団体
- ② 市の関与の水準
- ③ 経営が悪化している団体

【方向性】

- ・ 設立当初の役割を終えた団体、設置意義が薄れた団体や複数団体間で実施事業が類似している団体などについては、統廃合を推進する。
- ・ 団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性の確保、経営基盤の強化、また、市との連携、民間との競合などを視野に入れ、市の関与の妥当性が薄れている団体については、人的・財政的関与の見直しを行う。
- ・ 運営において、効率性や市民満足度、市民等への説明責任の明確化を図るとともに、コスト削減、内部統制の構築、サービスの向上を含めた経営の安定化に取り組む。

5 歳入の確保

未利用資産の売却や貸付、受益者負担の適正化に努めるとともに、保有資産の有効活用にあたっては民間の視点・提案を取り入れるなど、あらゆる方法で歳入確保に努める。

【視点】

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ① 不用土地等の売却 | ② 未利用地・未利用スペースの貸付等による貸付料収入の確保 |
| ③ ネーミングライツの導入及び広告収入の確保 | ④ 寄附金収入による財源の確保 |
| ⑤ 国庫補助金等の活用 | ⑥ 適正な受益者負担の設定 |
| ⑦ 債権管理の適正化 | |

【方向性】

- ・ 不用土地等については、民間への売却により、売却代金収入のみならず、将来の固定資産税収の増加や、企業活動・地域の活性化に寄与することも期待できることから、積極的に売却を進める。
- ・ 公共施設の統廃合や移転改築の跡地については、全庁的な利用調整を行い、利用予定がない場合には原則として売却する。
- ・ 未利用地や未利用スペースの貸し付け等による貸付料収入の確保、ネーミングライツの導入や広告掲出による広告料等の確保に努める。
- ・ 寄附金収入を事業実施の財源として積極的に活用する。
- ・ 制度設計、事業内容の工夫などにより、国や県が実施する補助金・交付金を積極的に活用する。
- ・ 負担の公平の観点から、受益者に応分の費用負担を求める。
- ・ 負担の公平性を確保するためにも、市債権の適切な管理や債権回収の強化等を行い、未収金の効率的かつ効果的な圧縮に取り組む。

6 公営企業等の経営努力

市全体の現下の情勢を踏まえ、公営企業等においても上記に基づく経営努力により、一般会計からの繰出金の削減に努める。